

委員会提出議案第3号

福島第一原子力発電所ALPS処理水希釈放出設備等
の実施計画変更に関する事前了解願いに同意しないこ
とを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2
項の規定により提出します。

令和4年6月23日提出

南相馬市議会議長 中 川 庄 一 様

提出者 総務生活常任委員長
小 川 尚 一

福島第一原子力発電所ALPS処理水希釈放出設備等の実施計画変更に関する事前了解願いに同意しないことを求める意見書（案）

昨年12月21日、東京電力は、福島第一原子力発電所の「ALPS処理水」希釈放出設備及び関連施設の基本設計等について、「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画変更承認申請書」を原子力規制委員会に提出し、福島県などに対して、福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定に基づき、「事前了解願い」を提出しました。

政府と東京電力が今後30年間にわたり年間22兆ベクレルを上限に福島県沖へ放出する計画を進めているALPS処理水には、トリチウムなど放射性物質のほか、定量確認できない放射性核種や毒性化学物質の含有可能性があります。希釈放出設備の準備も始まりましたが、海底放水トンネルの地質調査は3本のボーリングのみでした。

海洋放出は、原発事故後の復興を目指す福島県民、県内農林水産業をはじめ地域の社会経済への影響が大きく、福島県漁業協同組合連合会など県内農林水産団体、消費組合等が一致して反対し、県内自治体議会の約7割が反対または慎重な対応を求める意見書を政府に提出してきました。

本件について福島県漁業協同組合連合会会長は「我々が反対している中で進んでいくのは、残念だ。淡々と進むことに非常に不満だと発信するしかない。説明を尽くしていない。」と訴えています。

海洋放出の段取りを進めていく政府と東京電力の姿に、市民は不安を感じています。事故後の対応についても市民の不信は消えていません。

ALPS処理水の全ての放射性核種と毒性科学物質を測定して全ての情報を公開すべきですが、未だにその姿勢すらうかがえません。

よって、福島県においては、市民・県民の命と暮らしを守るために、本件事前了解願いに同意しないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年6月23日

福島県南相馬市議会議長 中川 庄一

福島県知事 様